

令01原機(科保)041
令和元年10月29日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄



原子炉設置の許可に係る変更について（届出）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり原子炉設置の許可に係る変更を届け出ます。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

2. 事業所の名称

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

3. 変更内容

平成30年10月17日付け原規規発第1810173号をもって原子炉設置変更許可を受け、平成30年11月13日付け30原機(科保)097、平成31年1月25日付け30原機(科保)122及び平成31年4月26日付け31原機(科保)016をもって変更を届け出た放射性廃棄物の廃棄施設等の変更に係る工事計画について別紙のとおり変更する。

4. 変更理由

放射性廃棄物の廃棄施設の工事計画について、着工時期を見直したため。

また、放射性廃棄物の廃棄施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請における分割申請を踏まえ、工事計画の項目について明確化を図るため。

以上

別紙

6. 試験研究用等原子炉施設の工事計画（放射性廃棄物の廃棄施設）

(変更前)

(変更後)

